

保健医療福祉分野における電子署名等事業に対する評価基準（案）

（趣旨）

第1条 本基準は、厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官が開催する「保健医療福祉分野における電子署名等環境整備専門家会議（以下「専門家会議」という。）」が行う、保健医療福祉分野において法令で医師等の国家資格を有する者による作成が求められている文書に用いる電子署名等の事業に対する評価の基準について、必要な事項を定めることにより、事業者による利用者の実在性、本人性及び利用者個人の申請意思の確認並びに本人認証（以下「本人確認」という。）並びに医師等の国家資格保有状況の確認（以下「資格確認」という。）の適切な実施を公正に評価し、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に規定する電子署名及び資格確認を電子的に検証できる仕組みを担保することを目的とする。

（方針）

第2条 保健医療福祉分野における電子署名等に求められる信頼性は、電子証明書の発行時、発行後の利用時、その他電子証明書の信頼性が求められる場面において、「NIST Special Publication 800-63 Revision 3「Digital Identity Guidelines」」に定義されている次の各号に掲げる基準を満たすことを求めることとする。

- 一 身元確認の頑強性（IAL：Identity Assurance Level）：Level 3
- 二 本人認証の頑強性（AAL：Authentication Assurance Level）：Level 3
- 三 認証情報連携の確からしさ（FAL：Federation Assurance Level）：Level 3

（評価対象）

第3条 専門家会議が本基準に基づき評価する電子署名等は次の各号に掲げる環境を満たすものとする。

- 一 署名方式：ローカル署名
- 二 署名事業：認定認証事業者による電子署名サービス
- 三 属性証明：認定認証事業者による資格情報を属性証明書として格納、発行し、検証できる仕組み
- 四 属性確認：「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（第5.2版）」（令和4年3月厚生労働省）に基づく資格保有の確認及び厚生労働省 HPKI ルート認証局下の HPKI サブ認証局と同等の確認手順

（評価基準）

第4条 専門家会議は、保健医療福祉分野における電子署名等事業に対する評価申請規則に基づき事業者から申請があった場合は、申請した事業者（以下「申請事業者」という。）が提出した申請書類について、次の各号に掲げる基準に基づき、評価を実施する。

- 一 申請事業者が、電子署名法に基づく特定認証業務を行う認定認証事業者であるか否か。
- 二 申請事業者が提供する署名方式がローカル署名であるか否か。
- 三 属性（医師等の国家資格情報）を属性証明書として、「IETF/RFC 5755: An Internet Attribute Certificate Profile for Authorization」、「ITU-T X.509: Information technology - Open Systems Interconnection - The Directory: Public-key and attribute certificate frameworks」に基づく証明書プロファイル形式で発行しているか否か。
- 四 属性（医師等の国家資格情報）の確認を「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（第5.2版）」（令和4年3月厚生労働省）に基づき、厚生労働省 HPKI ルート認証局下

の HPKI サブ認証局と同等の確認を行っているか否か。

五 認証局運用規程（CPS：Certification Practice Statement）及び証明書ポリシー（CP：Certificate Policy）の現行版及び更新予定版において、電子署名法第4条に基づき認定を受けた特定認証業務の対象範囲と専門家会議で評価認定を受けようとする業務の対象範囲が明記されているか否か。

（改定）

第5条 本基準を改定するときは、あらかじめ、専門家会議の承認を得るものとする。

附 則

本規則は、2022（令和4）年〇月〇日から施行する。